

岐阜県建設人材育成企業登録及びぎふ建設人材育成リーディング企業認定 登録届出・認定申請の受付について

岐阜県では、将来の建設産業の担い手確保・育成対策として、「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」を平成29年7月より開始しました。

制度の概要としましては、労働環境の改善や人材の育成等について、取り組みを進めていくこと宣言する建設業者及び建設関連業者を「岐阜県建設人材育成企業」として登録、さらに積極的な取り組みを実施する者を「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定するものです。

1. 「岐阜県建設人材育成企業」の登録について

「岐阜県建設人材育成企業」として登録されるためには、以下の3点についての取組みを宣言し、県に届け出ることが必要となります。

- (1) 労働環境の整備、処遇の改善
- (2) 将来の建設産業を担う人材の確保・育成
- (3) 魅力ある建設現場等の環境づくり

<届出の概要>

○登録の対象

(1) 建設業者

建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者のうち、岐阜県内に本店を置くもの

(2) 建設関連業者

岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等業務）に登載されている者のうち、建設関連業務（測量業務、建設コンサルタント業務、地質調査及び補償関係コンサルタント業務）を行う岐阜県内に本店を置くものをいう。

○有効期間

登録の日から3年間を経過する日の属する12月31日まで

※新規認定及びランク変更認定が行われた場合については再度登録をすることとし、その登録の有効期間は、再度登録された日から3年間を経過する日の属する12月31日までとなります。

○提出書類

岐阜県建設人材育成企業登録届出書（様式第1号（第4条関係））

※下記アドレス（技術検査課HP）よりダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>

「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として認定を受けることを希望される場合、認定申請に先立ち、「岐阜県建設人材育成企業」の登録届出を行っていただくことが必要となります。（登録届出と認定申請を同時に行っていただくことは可能です。）

既に登録済の場合で、新規認定及びランク変更認定を申請する場合には、届出の提出は不要です。

2. 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」（新規）の認定について

「岐阜県建設人材育成企業」として登録された業者のうち、宣言事項について積極的な取り組みをされている業者を、「ぎふ建設人材育成リーディング企業」として下記のとおり認定します。

認定を受けるには、下記の提出書類を作成し、県に申請をしていただくことが必要となります。

<申請の概要>

○認定の対象

「岐阜県建設人材育成企業」として登録された業者

○認定の評価項目及び認定ランク

認定の評価項目及び達成度は別表「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定評価項目一覧表」（以下、「別表」という。）のとおりです。別表の評価項目に係る達成状況に応じて、以下の3つのランクで認定します。

- (1) ゴールドランク 評価項目についての達成状況が非常に優秀な業者
- (2) シルバーランク 評価項目についての達成状況が優秀な業者
- (3) ブロンズランク 評価項目についての達成状況が優良な業者

○有効期間

認定の通知の日から通知日における登録の有効期間の満了日まで

○提出書類

- ①ぎふ建設人材育成リーディング企業認定申請書（様式第2号（第7条関係））
- ②ぎふ建設人材育成リーディング企業 認定指標取り組み内容（別紙）
- ③取り組み内容確認書類（「認定指標取り組み内容確認書類例」参照）

※認定指標取り組み内容については、令和4年7月1日基準でご作成ください。

※岐阜県建設人材育成企業登録届出書と同時にご提出いただくことも可能です。ただし、既に登録済の場合については、改めて届出書をご提出いただくことは不要です。

※下記アドレス（技術検査課HP）よりダウンロードできます。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>

○認定申請に係る審査・認定基準

認定申請に係る審査については、書類審査を基本としますが、必要に応じ、岐阜県の職員が問い合わせをしたり、申請企業を訪問しヒアリング調査や関連書類の確認を行うことがあります。

また、各評価項目について、達成状況を確認のうえ、以下のとおり点数を付与し、下表<ランク別認定基準>により、認定の可否及び認定ランクを決定いたします。

- ・別表の達成度Ⅰの水準を満たしている＝1点
- ・別表の達成度Ⅰの水準を満たしたうえで、達成度Ⅱの水準も満たしている＝2点
- ・別表の達成度Ⅰ、Ⅱの水準を満たしたうえで、達成度Ⅲの水準も満たしている＝3点

<ランク別認定基準>

ゴールドランク・・・合計18点以上
評価区分別Ⅰ・Ⅲについて各5点以上、Ⅱについて4点以上
シルバーランク・・・合計15点以上
評価区分別Ⅰ・Ⅲについて各3点以上、Ⅱについて2点以上
ブロンズランク・・・合計12点以上
評価区分別Ⅰ・Ⅲについて各2点以上、Ⅱについて1点以上

※評価項目8項目－各最大3点 合計24点

3. 「ぎふ建設人材育成リーディング企業」(ランク変更)の認定について

既に認定を受けられた企業で、前回の申請以降に、取り組みを強化され、上位のランクでの認定が見込まれる場合は、認定ランク変更申請を行うことができます。認定ランク変更申請につきましても、県の指定する申請受付期間内に行っていただく必要があります。

<申請の概要>

○提出書類

- ①ぎふ建設人材育成リーディング企業認定ランク変更申請書(様式第3号(第9条関係))
- ②ぎふ建設人材育成リーディング企業 認定指標取り組み内容(別紙)
- ③取り組み内容確認書類(「認定指標取り組み内容確認書類例」参照)

○有効期間

認定ランクの変更があった場合の認定の有効期間は、認定の通知日から通知日における登録の有効期間の満了日まで

4. 登録・認定までのスケジュール(予定)

令和4年7月1日～8月31日 届出・申請の募集
7月～10月 認定申請の審査
11月 登録、認定の決定、申請者への通知

※スケジュールは変更になる場合があります。

5. 届出・申請の募集期間

令和4年7月1日（金）から令和4年8月31日（水）

※郵送の場合は、当日の消印有効（書留等の到達したことが確実に分かる方法として下さい。）

※登録届出・認定申請受付は年1回です。今年度登録届出・認定申請を検討している方は、必ず今回の受付期間にて登録届出・認定申請願います。

6. 登録・認定の特典

(1) ぎふ建設人材育成リーディング企業認定証の授与（認定企業のみ）

(2) 「人材育成型」総合評価落札方式による評価（建設業者のみ）（平成30年度より実施）

・下記のとおり認定企業の加点評価、登録企業の活用率による加点評価を行います。

ア) 認定企業の加点評価について

・評価項目に「人材育成の取組」を追加し、認定状況の評価

ゴールド認定 2.0点（地域型は 1.0点）

シルバー認定 1.5点（〃 0.75点）

ブロンズ認定 1.0点（〃 0.5点）

イ) 登録企業の活用金額率等による加点評価について

・「県内企業の活用金額率」の評価内容にて、登録企業を活用する場合の評価

県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上 1.5点

県内企業活用金額率90%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満 1.0点

県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%以上 0.75点

県内企業活用金額率50%以上かつ登録企業活用金額率が50%未満 0.5点

(3) 「地域型（人材育成型）」総合評価落札方式による評価（建設関連業者のみ）

（令和2年度より実施）

・下記のとおり認定企業の加点評価を行います。

ア) 認定企業の加点評価について

・評価項目に「人材育成の取組」を追加し、認定状況の評価

ゴールド認定 4.0点

シルバー認定 3.0点

ブロンズ認定 2.0点

登録あり 1.0点

(4) 企業のイメージ向上

・県のホームページ等で、登録・認定企業を紹介します。（HPには、企業名・所在地、認定ランク及び評価合計得点及び評価区分別得点を原則掲載します。）

・登録又は認定企業であることをPRできます。（認定企業においては、ハローワークの求人票へ申し出により表記することができます。）

7. 提出先・お問い合わせ先

岐阜県県土整備部技術検査課建設人材育成係

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8499（土日・祝日を除く8時30分から17時15分まで）

※下記アドレス（技術検査課HP）にも、制度や認定基準等についてのQ&Aを掲載しておりますのでご参照下さい。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/16208.html>